

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

収容定員を640名から643名（1学年108名）に変更する。

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）において、「医師等人材確保対策を講ずる」ことが明記され、これを踏まえた文部科学省の取組みの一つに「研究医養成のための定員増」が示されたことを受け、本学においても社会情勢や国の施策の趣旨を踏まえて検討した結果、基礎・社会医学分野の教育・研究者を育成するべく、医学部の入学定員の増員を要望し、研究医枠として、令和元年度まで2名の定員が措置された。

令和2年度以降の取り扱いについては「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するため医学部入学定員の増加等を取り扱う旨の方針が示され、この方針に沿うものとして本学から引き続き研究医枠による2名の定員増を要望し、令和3年度から令和6年度と引き続き承認を得た。

さらに令和7年度以降についても、医学部では、単に臨床医の育成にとどまらず、将来的な医学教育者、新たな基礎臨床医学の先端研究開発を行う教育者・研究者の育成も重要なミッションである。近年、拡大及び派生する研究領域、臨床への橋渡し研究に対応できる人材の不足、MD研究者の減少による医学を視野に入れた基礎研究の弱体化、研究者不足による医学領域における論文数の減少等の医学研究分野における課題が顕在化してきている。これまで全国の多くの大学へ教育者・研究者を送り出してきた本学医学部・医学研究科においても、近年は基礎系医学の後継者候補が減少し、医学以外の分野出身者への研究依存度が高くなっている。しかし、医学を修め人間の健康や疾患を熟知した医学分野出身者による医学の教育研究は、その発展に欠かせないものであり、診療医養成に向けた施策によって生じてきた、将来的な医学教育研究者が不足する恐れに対し、早期に対処することが必要不可欠である。この重大な懸念に対応すべく、基礎・社会医学分野の教育・研究者として我が国の近未来的医学教育を推進する人材の育成に取り組むため、「研究医養成のための定員増」が必要と考えるものである。

以上により、引き続き研究医枠による定員増を要求するが、令和7年度については、3名の定員増を要求するものである。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

教育課程、教育方法・履修指導方法および教員組織の変更は伴わない。

本学においては、平成13年度に研究医養成コースとしてMD-PhDコースを設置し、6

年制医学部在学中に大学院博士課程に進学し、博士課程修了後に学部に戻ることにした「学部挿入型」カリキュラムを開始している。さらには、本 MD-PhD コースを一層充実させることを目的として、平成 29 年度より、6 年制医学部卒業後 2 年以内の進学者について、「卒後進学型」カリキュラムを設けることで、研究医を指向する学生へサポート拡充化を図っている。

その他、平成 28 年度から選択カリキュラムとし、MD 研究者育成プログラムを実施している。本プログラムでは、学部 1 年次から 6 ヶ月単位でラボ・ローテーション（研究室訪問）を行い、その後、希望する研究室にラボ配属（研究室配属）されることで、入学後、早期段階から研究活動を行えるよう配慮されており、MD-PhD コースでの大学院進学の際には、本プログラムへの登録及び研究活動成果報告が審査の対象となる。

また、平成 28 年度より、MD-PhD コースへの進学を希望する受験生を対象とした「特色入試」を開始している。

このように、将来の日本の医学教育・研究を担う優れた研究者を養成する体制を確立しているので、変更の必要性はないと考える。